

1. 訪問介護相当、訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

相当サービス（訪問）：身体介護と生活援助

サービスA(緩和)：生活援助

生活援助 買い物や調理、掃除等の生活に関する支援一般。
身体介護 食事・入浴介助や排泄処理等の身体に関わる介護。

- ・シルバー人材センター（くらし応援隊ちびっと）
- ・ヘルパーステーション 涼風
- ・有限会社ライフ・エイド
- ・うきは市ヘルパーステーション（社会福祉協議会）
- ・心にスマイル ホームヘルプサービスイースト
- ・訪問介護ステーションまごころ
- ・訪問介護 ハーモニー



対象者

事業対象者
要支援認定者

2. 訪問型サービスC(訪問C) ～専門職による居宅での相談指導～

短期集中予防サービス

体力やADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケースに対して、専門職が定期的に訪問して短期間で改善を図るためのサービスです。期間は3～6か月です。

派遣可能な専門職
看護師・保健師・理学療法士
管理栄養士・歯科衛生士



3. 訪問型サービスD(訪問D) ～スクールバス等を活用した移動支援～



妹川地区
(わくわくいもがわ号)

- ・対象者は区により規定が異なります。（詳細は自治協議会まで）
- ・免許返納後の移動手段がない方でも趣味活動や通院、買い物が可能。



江南地区
(一九の会)

4. 住民主体の訪問サービス

- ・住民主体の訪問サービス。
- ・ゴミ出しや世間話。簡単な買い物等をそれぞれの地域で決められた値段設定で住民同士で行うサービス。
- ・「14区おたすけ隊」や「おいしい絆クラブ」、「御幸地区生活支援クラブ」、「御幸通りきずなクラブ」等があります。



5. その他の生活支援サービス (生活支援サービスミニケア)

シルバー
人材センター

- ・見守りやデイサービスの送り出し、ゴミ出し等の短時間で簡易な生活支援サービスを行います。

- ◆料金：1回100円 ◆時間：1回30分程度
- ◆頻度：週1～2回 ◆対象者：事業対象者、要支援認定者

6. 通所介護相当、通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)

相当サービス（通所）

生活支援(入浴や食事)が必要な方に支援を行う。
一日型デイサービス。提供サービスは施設によって様々。

通所A(緩和型)

短時間型デイ。3カ月～12カ月で機能の改善が見込まれる方に、2時間以上3時間未満のサービス提供を行う。内容は、施設の特色を生かしたサービスの提供となっている。



7. 通所型サービスB事業(通所B)

運転ボランティアによる
送迎あい！

(福富地区)ほっこり
(御幸地区)にこにこサロン
(江南地区)なないろ
(千年地区)すこやか千年

@ 福富コミュニティセンター
@ かわせみホール
@ 江南至誠館
@ 千年コミュニティセンター

9:30	10:00～	11:30～	12:30～	13:30～14:00
送迎到着 健康チェック	ストレッチ・ 講話・筋トレ	口腔体操 昼食・歯磨き	おしゃべりや レクリエーション	送迎帰宅



(※一部時間帯が異なる地域もあります。詳細は市へお問合せください。)

8. 介護予防サポーター養成講座(うきHAP)

自らの健康づくりに取り組みながら、地域の「集いの場」などで体操や運動を通して住民のみなさんの健康づくりのお手伝いをする方々を養成する講座です。
サポーター活動の意向がなくても、参加が可能です。

講義4種類受講
＋
実技8回参加



集いの場
5か所以上で
実地研修



サポーター
として
集いの場で活動

講義：介護予防や認知症、栄養、口腔について専門職より講義をする
実技：地域の集いの場で実施している運動やレクリエーションを学習

9. サポーターフォローアップ教室

うきは市のサポーターに登録している方を対象に、専門職より講話や実技を指導し、知識や技術をブラッシュアップするための研修会を開いています。また、サポーター同士の情報交換も行い、共有を図っています。

実施例…

- ・腰痛予防の体操
- ・認知症について
- ・緊急時の対応方法
- ・介護保険について
- ・集いの場でできるレクリエーション
- ・転倒予防に関する講習会 など



10. ロコモ予防事業

運動器の機能が低下した方を対象に、生涯現役で生活することを目標とした運動教室を開催します。自宅を取り組める運動や、仕事に取り入れることができる運動をお伝えし、運動習慣の定着と障害の発生頻度の減少を目指して取り組みます。

◆日時 年2回 不定期 14：30～16：00

◆場所 うきはアリーナ ◆参加費 市内の方:毎回100円

11. ノルディックウォーキング体験会

うきは市ではノルディックウォーキングのサークル活動があります。そのサークルに入会する前に、ノルディックの効果や歩き方について、インストラクターが丁寧に教えてくれます。

サークルについて

◆活動日：毎週1回 ◆活動場所：西別館またはうきはアリーナ
※2グループで行うので、体力に自信がなくても大丈夫です！！



12. 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等が、高齢者が普段活動している場所を訪問し、生活や能力を評価してアドバイス等を行います。また、会議での助言を行うことで、その方が可能な限り住み慣れた環境で生活できるようサポートいたします。



派遣可能な専門職（理学療法士、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士）がそれぞれ運動指導、動作指導、栄養指導、歯科指導等を行う。（原則1回）

13. 集いの場支援事業

うきは市には「集いの場」と呼ばれる介護予防の場が50か所近くあります。集いの場は普段地域の方やサポーターにより運営を行っていただいているが、立ち上げ時に支援を行っています。

吉井町

- ・西別館
- ・東福益公民館
- ・大村公民館
- ・宮田公民館
- ・若宮公民館
- ・福久公民館
- ・上吉井公民館
- ・上古賀公民館
- ・るり色ふるさと館
- ・島公民館
- ・能楽公民館
- ・上菅公民館
- ・上古賀
- ・日の岡
- ・末石公民館
- ・屋部公民館
- ・高田公民館
- など



浮羽町

- ・朝田原公民館
- ・西高見公民館
- ・尼ヶ瀬公民館
- ・松本区公民館
- ・千足3丁目公民館
- ・山北なごみの場
- ・川原町公民館
- ・山春コミュニティセンター
- ・大石コミュニティセンター
- ・御幸コミュニティセンター
- ・妹川コミュニティセンター
- ・隈の上公民館
- など
- ・田竈公民館
- ・内ヶ原公民館
- ・古賀道場
- ・旭町公民館



14. 家族介護者交流・リフレッシュ事業

家族で介護をする者を日常の介護から一時的に解放させ、介護する者同士の交流を図ることにより、介護者が気分を新たに介護に取り組めるよう、心身の元気回復(リフレッシュ)を図る事業です。



15. 紙おむつ等支給事業

在宅にて紙おむつを必要としている高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつ等を支給することにより高齢者等の福祉の増進を図るとともに、介護をしている家族の経済的負担を軽減することを目的としています。

対象：在宅で紙おむつを必要とし、市町村民税が非課税である方
かつ要介護1～5の認定をお持ちの方

16. 家族介護認知症等見守り事業

(ファミリー見守り隊)

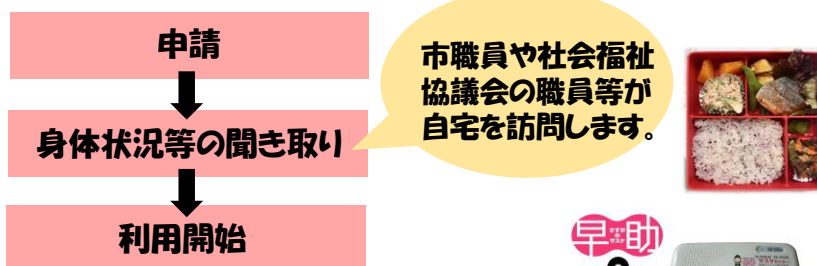
シルバー人材センター

要介護認定をお持ちで、かつ利用者本人が市町村民税非課税の方を対象に、**デイサービスの送り出しや話し相手**等の支援を行うサービスです。シルバー人材センターに委託をおこなっており、市が依頼を受けシルバー人材のスタッフがサービスを提供します。

対象者：要介護認定かつ利用者本人市町村民税非課税
申請先：うきは市保健課 時間：1回あたり30分～1時間
回数：本人の状況に応じ週1～2回 料金：1回/30分/100円

17. 配食サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、および心身の障がい又は疾病などの理由で**食の確保が困難な方**を対象に、食事の提供によって健康と福祉の増進を図るため、昼食・夕食又は昼食か夕食のいずれかを利用者の居宅まで配達し、併せて**利用者の安否確認**を行います。



18. 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らし高齢者や障がいのある高齢者等に対し、急病や災害の緊急時に迅速かつ適正な対応を図るとともに、福祉の増進に資することを目的に、緊急通報装置を貸与します。

対象者：独居もしくは高齢夫婦で携帯電話等の端末の使用が困難な方。

無料

19. ひとり暮らし高齢者等見守り台帳

見守りの必要な高齢者の情報を**民生委員を通して**収集し、保健課で台帳を作成して管理します。また、台帳登録者には「**通報カード**」と「**防災カード**」を配布し、緊急時の対応がスムーズに行えるように支援を行っています。

対象者

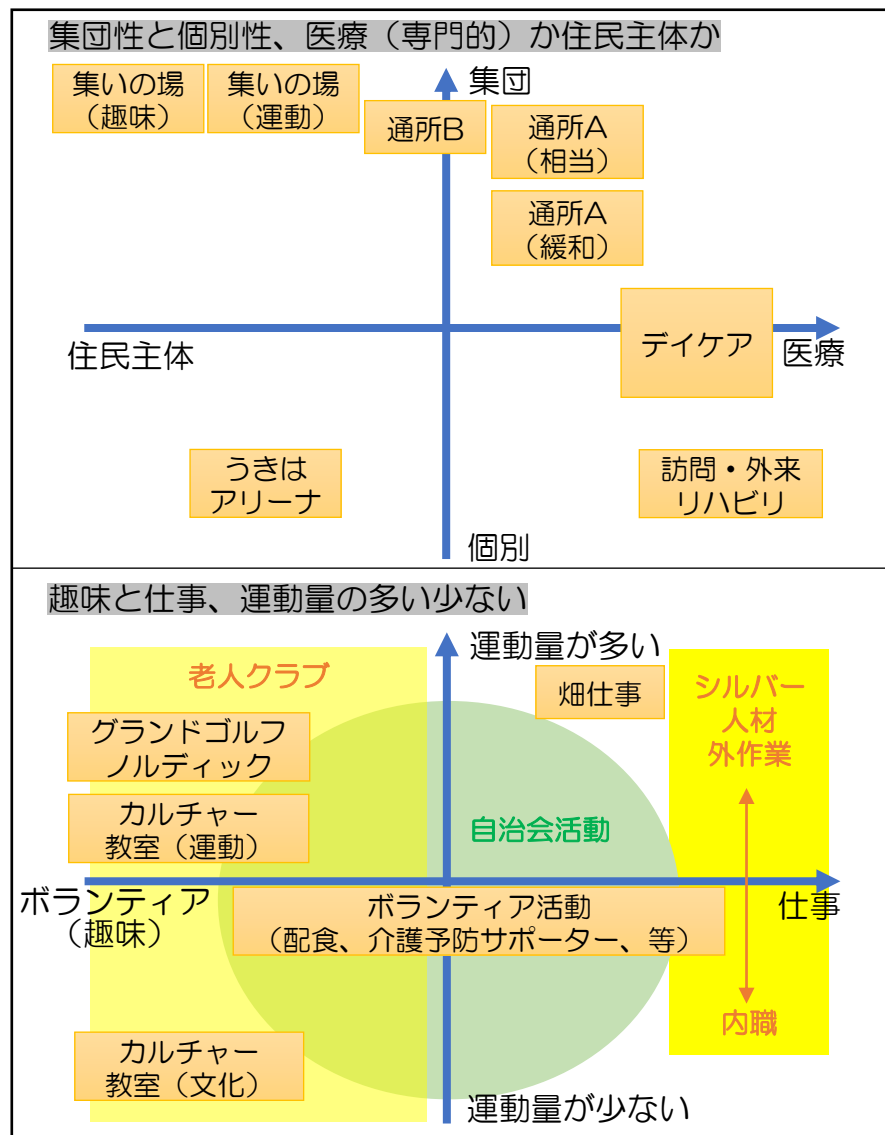
- ・75歳以上のひとり暮らしの方
- ・75歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ・その他見守り支援が必要な世帯の方

20. 移動販売

- ・うきは市では、買い物に行けない高齢者世帯の生活の支援のために、移動販売車が回っています。
 - ・他の市町村には珍しく、3つの会社が競合せずに助け合いながら、うきは市の支援をいただいています。
- ※最新の移動販売の経路はうきは市役所のHPへ。



21. 総合事業や活動の場の位置づけ早見表



記載以外にも様々な事業を実施しています。詳細はうきは市保健課までお問い合わせ下さい。

うきは市の 総合事業と任意事業一覧

このパンフレットでは、うきは市で行われている高齢者を支援するための総合事業や任意事業の一部をまとめています。退院支援などの情報提供の際にご活用下さい。



介護予防・日常生活支援総合事業

↳ 介護予防・生活支援サービス

↳ 訪問型サービス

↳ 1. 現行の訪問介護相当

1. 訪問型サービスA（緩和）
2. 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
3. 訪問型サービスD（移動支援）
4. 住民主体の訪問サービス
- ↳ 5. その他の生活支援サービス

↳ 通所型サービス

↳ 6. 現行の通所介護相当

6. 通所型サービスA（緩和）
7. 通所型サービスB（住民主体による支援）

↳ 一般介護予防事業

↳ 8～11. 介護予防普及啓発事業

- （サポーター養成講座、サポーターフォローアップ、ロコモ予防、ノルディックウォーキング体験会）
12. 地域リハビリテーション活動支援事業
 13. 地域介護予防活動支援事業（集いの場支援事業）

任意事業

↳ 家族介護支援事業

- ↳ 14. 家族介護者交流・リフレッシュ事業
- 15. 紙おむつ等支給事業
- 16. 家族介護認知症等見守り事業

↳ その他の事業

- ↳ 17. 配食サービス事業
- 18. 緊急通報体制等整備事業
- 19. ひとり暮らし高齢者等見守り台帳

おまけ

- 20. 移動販売
- 21. 総合事業や活動の場の位置づけ早見表

相談先

うきは市 保健課
介護・高齢者支援係
（うきは市地域包括支援センター）
TEL：0943-75-4105